

暁星国際高等学校野球部後援会規約

(名称及び事務所)

第1条

本会は、暁星国際高等学校野球部後援会と称する。事務局は暁星国際高等学校内に置く。

(目的及び事業)

第2条

本会は、暁星国際高等学校野球部を応援し、部の充実と健全な発展に寄与することを目的とし、野球部の活動・強化の為に必要な協力・財政支援活動を行うとともに、会員相互の交流・親睦を図る。本会は、野球部の歴史と発展を継承することを責務とする。具体的な活動内容は以下の通りとする。

(会 員)

第3条

(1) 本会の会員は、暁星国際高等学校野球部の現役保護者、OB、OB保護者、並びにこの会の目的主旨に賛同する者をもってする。

(役 員)

第4条

本会には下記の役員を置く。総会で選出される役員の任期は1年(9月1日～翌8月31日)とし、再任を妨げない。なお、欠員の補充は、残任期間とする。但し、任期は総会までをもって満了とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名(現役保護者会長)

(4) 事務局長 1名 ※野球部長

(5) 会計 1名(現役保護者)

(6) 会計監査 2名(後援会員)

①会長・副会長は、総会で選出する。

②幹事長は、野球部現役父母がつとめる。

③事務局長は、野球部長をもってする。

④会計監査は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員 の 任 務)

第 5 条

役員の仕事は、次のとおりとする。

(1)会長は、会務を統括し、会を代表する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(3)幹事長は、現役保護者を統括し、会務を遂行する。

(4)幹事は、会務運営の要として、活動の企画運営及び庶務の事務を行う。

(5)会計監査は事業収入が発生した場合、会計を監査する。

(会 議)

第 6 条

本会の会議は、総会、幹事会(現役父母会)、三役会とする。

(1) 総会は、必要に応じて会長が招集し、規約の改正、事業計画、寄付金の依頼・承認、役員
の選出等、この会の目的達成に必要な事項について議決または承認する。

(2) 幹事会は必要に応じて開催し、総会に次ぐ決議機関として、この会の活動推進に関する事

項について審議決定する。

(3) 三役会は、会長、副会長及び幹事長で構成し、会務に関する事項について、連絡調整し、決定する。

(総 会)

第7条

(1)総会は、本会の最高決議機関であり、定時総会の他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(2)定時総会は、毎年一回開き、臨時総会は随時の開催とする。

(3)総会は会長がこれを招集する。

(4)総会の議長は、会長があたる。会長が不在の場合は出席役員の互選により議長を決定する。

(5)本会役員からの提案等を受け、役員会の承認を得て総会に上程する。

(6)総会は、出席者の過半数で決議する。可否同数の時は議長の決するところによる。

総会においては、次の事項を審議する。

①事業計画並びに収支予算及び決算

②本会の解散

③役員を選任

④その他、役員会が必要と認めた事項

(行 動 規 範)

第8条

本会の会員は以下の事項を遵守するものとする。

(1)暁星国際高校野球部にふさわしい応援をこころがける。

(2)近隣に迷惑をかけるような声援を発しない。(自校及び訪問先問わず)

(3)野球部に関する知り得た情報は一切外部に漏らさない。

(会 計)

第9条

本会は、会員制とし年会費は以下の通りとする。

いかなる理由においても会費は返還しないものとする。

(1)法人会員 1口 10,000 円

(2)個人会員(OB,OB保護者を含む) 1口 3,000 円

(3)現役保護者会員 年 3,6000 円を納入するものとする。

① 第1期を4月から8月とし 15,000 円を4月末日までに納入する。

② 第2期を9月から翌年3月までとし 21,000 円を9月末日までに納入する。

③ 3年生の会費は一期までとし、第2期は免除する。

(4)(3)の会費の使用に関しては、幹事会で決定し、他の後援会費と分けて使用する。

附 則

1. 暁星国際高校野球部との連絡を密にするため、総会を行う際は、監督、部長を招携する。

2. この規約は、令和6年4月1日より施行する。